

通勤費に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人ここ（以下「法人」という。）における通勤費に関して必要な事項を定めるものとする。

(通勤費の範囲)

第2条 この規定では、通勤費は従業員の住居より勤務地までの距離が1kmを超える場合に支給する。

(支給の範囲)

第3条 通勤費は、所要時間および金額等を総合的に勘案して、最も合理的な通常の経路であると法人が認めた方法について、原則として1か月の実費経費を支給する。なお、1か月あたり4,200円を支給限度とする。

(その他)

第4条 従業員のうち、月の途中で入退職した者、及び欠勤者・求職者に対しては通勤手当を日割り計算の上、実際に出勤した日についてのみ支給する。

(改正)

第5条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

本規程は、2023年6月1日から施行する。